

## 福島県家庭教育応援企業推進活動実施要領

### 1 目的

家庭教育を推進するための環境づくりに取り組む企業等を募集し、資料の提供、運営のアドバイス、講師の紹介等の支援を行い、地域の家庭教育の推進を働きかける。

### 2 事業概要

福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に「福島県家庭教育応援企業」を申し込む企業（以下「企業等」という。）は、次に掲げる取組1から取組5のうちから1項目以上取り組まなければならない。

	項 目	具体的な取組
1	職場の家庭教育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に家庭教育に関する資料等を配布する。</li> <li>・従業員に家庭教育に関する学習会等を開催する。</li> <li>・従業員に「家族の日」「家庭の日」を普及・啓発し、家族の団らんの日として、職場の行事等の実施を控えるように努める。</li> </ul>
2	生活習慣を向上させる取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の家庭において、子どもが早寝、早起きをし、親子で朝ごはんをとるように働きかける。</li> <li>・従業員の家庭において、子どもが早寝早起きをし、親子でラジオ体操や運動を行うように働きかける。</li> </ul>
3	学校行事への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が参観日等の学校行事に参加することができるように働きかける。</li> <li>・従業員が休暇を取りやすい職場の雰囲気づくりに努める。</li> </ul>
4	職場見学・体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の子どものに、親が働く姿を見せたり、親の仕事を体験させたりする。</li> <li>・地域の子どもたちに、従業員が働く姿を見せたり、仕事を体験させたりする。</li> </ul>
	学校との協働活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の環境整備に参加する。</li> <li>・学校に出向き、子ども達の学習に協力する。</li> <li>・地域の子ども達の放課後の居場所づくりや体験学習に協力する。</li> </ul>
5	地域行事への協力・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が親子で参加できる行事やレクリエーションを実施する。</li> <li>・地域の親子が参加できる行事やレクリエーションを実施する。</li> <li>・企業等が取り組む社会貢献活動に従業員が家族ぐるみで参加する。</li> <li>・子どもが参加する地域の行事等に、企業等の施設を活動場所として提供する。</li> <li>・子どもが参加する地域の行事等に、従業員が指導者又は運営者等として派遣する。</li> </ul>

### 3 申込み

希望する企業等は、別紙（様式2）「福島県家庭教育応援企業等申込書」に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。

#### 4 取組期間

上記の申込書を申請した日から、その年度の3月末日までとする。また、期間満了時に企業等から申し出がない場合は、同一の条件で更新するものとする。

#### 5 取組への支援

- (1) 家庭教育に関する啓発資料を企業等に提供する。
- (2) 企業が家庭教育の推進に関する取組を行う際に、担当職員が相談等に対応する。
- (3) 企業等が従業員を対象として家庭教育に関する研修会等を開催する際に、講師を紹介する。
- (4) 企業等が家庭教育を推進する取組を、福島県教育委員会が所管するホームページ等に掲載する。
- (5) 教育委員会は、家庭教育を推進する企業等には、「福島県家庭教育応援企業認証書」を発行する。

#### 6 取組状況の報告

企業等は、別紙（様式3-1）「福島県家庭教育応援企業等推進活動報告書」、または（様式3-2）「福島県家庭教育応援企業等推進活動『企業内学習会』報告書」を、当該年度の取組状況を毎年度終了後すみやか（遅くともその年度の3月末日まで）に教育委員会に報告するものとする。

#### 7 取組内容の変更

企業等は、申請内容に変更があった場合、その旨を教育委員会に届けなければならない。

#### 8 取組内容の解除

- (1) 企業等は、申し出により取組内容を解除することができる。
- (2) 企業等が次に掲げる用件のいずれかに該当するときは、教育委員会はこれを解除することができる。
  - ① 申請書に定める取組を履行していない、又は怠っていると認めたとき。
  - ② 上記のほか、信用失墜等の行為があったと認めたとき。

#### 9 福島県家庭教育応援企業認定書の返還

第8の(1)及び(2)により解除された場合、企業等は、速やかに福島県家庭教育応援企業認証書を教育委員会に返還しなければならない。

#### 10 その他

- (1) 教育庁社会教育課及び各教育事務所より、企業等の取組の視察をする場合がある。
- (2) 優れた取組を実施した企業等に、福島県地域家庭教育推進協議会及び地域家庭教育推進各地区ブロック会議等での実践報告を依頼する場合がある。